

仏教系大学会議会則

制定 平成 14 年 9月19日

改正 平成 15 年 9月18日

平成 27 年10月 8 日

(目的)

第1条 仏教系大学会議（以下「本会」という）は、建学の理念を仏教におく全国の仏教系大学（短期大学を含む）が、それぞれの個性を尊重しつつ各大学間の連携を密にし、もって各大学の充実発展をはかるとともに高等教育機関としての社会的責務を遂行することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- (1) 各種研修会の開催
- (2) 機関誌その他出版物の編集発行
- (3) その他本会が必要と認めた事項

(加盟)

第3条 第1条に定める本会の趣旨に賛同する大学は、本会に加盟することができる。

2 前項の加盟にあたっては、幹事校会の承認を得なければならない。

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事校会

(総会)

第5条 総会は、本会の最高議決機関で、加盟校の学長をもって構成し、年に1回開催するものとする。

- 2 総会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、加盟校の学長の委任状を含む過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数で議決する。
- 4 総会は次のことを行う。
 - (1) 本会の会則の改廃
 - (2) 幹事校の選任
 - (3) 本会の行う事業の基本的事項
 - (4) その他本会の運営に必要な事項
- 5 前項の規定にかかわらず、総会は議決事項の一部又は全部を、総会の議決をもって幹事校会に委任することができる。

(幹事校会)

第6条 幹事校会は、幹事をもって構成し、本会の日常的な運営を行う。

- 2 幹事校会は、代表幹事が招集し、その議長となる。
- 3 幹事が欠席のときは、代理人を出席させることができる。
- 4 代理人は、審議及び決議に加わることができる。
- 5 幹事校会は、幹事の委任状を含む過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数で議決する。

- 6 幹事校会において代表幹事校1校を選出する。
- 7 代表幹事校の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 代表幹事校は、研修会を運営する担当校、会場校を兼任することができない。

(幹事)

第7条 幹事校の学長をもって、本会の幹事とする。

- 2 幹事は、幹事校会の運営を行う。

(代表幹事)

第8条 代表幹事校の学長をもって、本会の代表幹事とする。

- 2 代表幹事は、本会を代表し、本会の事務を統括する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれにあてる。

- 2 年会費は加盟校の学生数にもとづき次のとおりとする。ただし、幹事校については一律10万円を

納入することとする。なお、学生数の算出基準は、大学においては4年制学部は1年次入学定員に4を、6年制学部は6を、短期大学においては2をそれぞれ乗じた数とする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 学生数 10,000人以上 | 8万円 |
| (2) 学生数 5,000人以上 10,000人未満 | 5万円 |
| (3) 学生数 1,000人以上 5,000人未満 | 3万円 |
| (4) 学生数 1,000人未満 | 2万円 |

- 3 年会費の併設校における取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 同一法人内に、一校の大学と一校以上の短期大学が併設されている場合は、それぞれ算定した学生数を合計した上で年会費を算出する。

- (2) 同一法人内に、複数の大学が併設されている場合は、一校ずつ別々に年会費を算出する。

- 4 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第10条 本会の会計を監査するため会計監査人を置き、監査人は前任の代表幹事とする。

(脱退)

第11条 本会を脱退する場合は、幹事校会の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、代表幹事校に置く。

付 則

- 1 この会則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この会則の制定にともない、仏教・哲学系大学会議会則(平成6年5月30日制定)は、廃止する。

付 則

この会則は平成27年10月8日に一部改正し、同日より施行する